高知県公報

発　　行
高　知　県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発 行 日
毎 週 2 回
（火曜日・金曜日）

第１０７３１号　　高　知　県　公　報　　令和７年４月30日（水曜日）

目　　次

規　則　　ページ
◎高知県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則　1
告　示
○大規模小売店舗に関する変更の届出　（経営支援課）　1
○大規模小売店舗内の店舗面積を基準面積以下とする届出　（　〃　）　1
○保安林の指定予定の通知　（治山林道課）　1
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知（６件）　（　〃　）　2
公　告
○土地改良区の役員の就退任（３件）　（農業基盤課）　3
○土地改良区の定款変更の認可（２件）　（　〃　）　4
高知県選挙管理委員会告示
◎告示（公職選挙法の規定による個人演説会等を開催できる施設）の一部改正　〈４・16掲示〉　4
監査公表
○監査の結果に関する報告に基づく措置結果　5
落札公告
○落札者等の公告　（会計管理課）　5

規　　則

高知県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年４月30日

高知県知事　濵田　省司

高知県規則第46号

高知県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

高知県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成16年高知県規則第６号）の一部を次のように改正する。

附則第３項中「令和７年３月31日」を「令和８年３月31日」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　　示

高知県告示第344号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第１項の規定による届出があったので、同条第３項において準用する法第５条第３項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第８条第２項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、４に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から４月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和７年４月30日

高知県知事　濵田　省司

１　届出の概要

（１）　届出者の名称

イオンリテール株式会社　代表取締役　古澤　康之

（２）　届出者の住所

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目５番地１

（３）　大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン高知旭町店

高知市旭町三丁目94番地

（４）　変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

大規模小売店舗設置者名	代表者名	住所
イオンリテール株式会社	代表取締役　井出　武美	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目５番地１

（変更後）

大規模小売店舗設置者名	代表者名	住所
イオンリテール株式会社	代表取締役　古澤　康之	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目５番地１

（５）　変更年月日

令和７年３月１日

（６）　変更理由

代表者変更のため

２　届出年月日

令和７年３月31日

３　届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課

高知市役所

４　意見書に記載すべき事項

（１）　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（２）　事業者にあっては、その事業の種類及び沿革

（３）　意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

（４）　意見の内容

高知県告示第345号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第５項の規定による届出があったので、同条第６項の規定により次のとおり告示する。

令和７年４月30日

高知県知事　濵田　省司

１　届出者の名称

イオンリテール株式会社　代表取締役　古澤　康之

２　届出者の住所

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目５番地１

３　大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン高知旭町店

高知市旭町三丁目94番地

４　大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日

令和７年４月１日

高知県告示第346号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和７年４月30日

高知県知事　濵田　省司

１　保安林予定森林の所在場所

香美市物部町別府字サイニヨウ551の６、551の７、554のハ

２　指定の目的

土砂の流出の防備

３　指定施業要件

（１）　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐

期齢以上のものとする。
ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（２）　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び香美市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第347号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の３において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

令和７年４月30日

高知県知事　濵田　省司

１　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
高岡郡檮原町下西の川477、478、966から970まで、973の１、973の２（国有林）、987の２、988の２、989から999まで、宮野々846、848、861、862、865、867から878まで、880から887まで、890、891、894から896まで、901、上成1744から1746まで、1748、1750から1752まで、1753の１、1753の２、1763から1773まで、1778から1784まで、1786から1790まで、1792から1797まで、1799から1804まで、1805の1から1805の3まで、1806から1816まで、1818、1821から1823まで、1825、1827、1828、1831、1832、1834、1860、1871から1875まで、1877、2401、2570から2572まで、上西の川１から４まで、12の１、12の２（国有林）、13、21の１、21の２（国有林）、60から64まで、66、68、69、72、74、75の１、77、79、154から156まで、177から192まで、194の１、196、197、199の１、199の４、200の１、200の３、200の４、201の１、201の３、202、203の１、204の１、204の３、204の４、209、341の１、343の１、343の２、344から348まで、353、355から358まで、362から364まで、368、379から386まで、410から412まで、418から420まで、432から434まで、445、449から453まで、455、459から461まで、469、474、476、477、478の１、478の2、480から485まで、487から493まで、603から605まで、608から610まで、612、613、615、623、624、643、645から655まで、657から660まで、662、664
２　保安林として指定された目的
水源の涵養
３　変更に係る指定施業要件
（１）　立木の伐採の方法
ア　主伐に係る伐採種は、定めない。
イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（２）　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び檮原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第348号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の３において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

令和７年４月30日

高知県知事　濵田　省司

１　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
高岡郡四万十町奥呉地字タヲガ谷591の１から591の３まで、591の８、594の１、594の２、字ユヅリバコエ山586の７、586の８、588、589、字柚ガ谷590、字蕨山595、床鍋字虎枝谷1241の30、1241の36、字虎杖谷1241の５、1241の９、1241の10、字大呑谷1242の１、1242の10、1242の11、1242の15、1242の17、1242の18、1244の２、1244の４、1244の５、1244の７、1244の９、1244の13、1246の２、1247の３、1247の４、1248の１から1248の３まで、字有之木1339の１から1339の５まで、1340の４から1340の６まで、1341の１から1341の４まで、1343の１、1343の３
２　保安林として指定された目的
水源の涵養
３　変更に係る指定施業要件
（１）　立木の伐採の方法
ア　主伐に係る伐採種は、定めない。
イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（２）　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第349号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の３において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

令和７年４月30日

高知県知事　濵田　省司

１　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
高岡郡四万十町道徳字口小畑山489の１、字小日浦山483の１、487の１、488の１、字大タキ山479の８、479の９
２　保安林として指定された目的
水源の涵養
３　変更に係る指定施業要件
（１）　立木の伐採の方法
ア　主伐に係る伐採種は、定めない。
イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（２）　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第350号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の３において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

令和７年４月30日

高知県知事　濵田　省司

１　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
高岡郡四万十町大正中津川字東峯山616の１、616の２、616の５、616の６、616の９から616の12まで、616の15、616の16、616の18、617の１、617の２、617の４から617の12まで、617の15、617の16、617の31、617の32、617の34から617の39まで、617の41、617の43、617の45から617の48まで、617の50、617の56
２　保安林として指定された目的
水源の涵養
３　変更に係る指定施業要件
（１）　立木の伐採の方法
ア　主伐に係る伐採種は、定めない。
イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（２）　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第351号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の３において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

令和７年４月30日

高知県知事　濵田　省司

１　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

高岡郡四万十町芳川字フルセ426の１、426の14から426の28まで、字ムクロウジ424の１・424の26（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）、424の２から424の19まで、424の21、424の25、424の27、424の29から424の32まで、424の34、424の35、424の39、字下谷山423の１・423の20（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）、423の２、423の４、423の５、423の11から423の17まで、423の19、423の21から423の24まで、423の27、字弓引ノ畝425の１から425の３まで、425の７から425の９まで、425の11、字上長419の１から419の７まで

２　保安林として指定された目的

水源の涵養

３　変更に係る指定施業要件

（１）　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（２）　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第352号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の３において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

令和７年４月30日

高知県知事　濵田　省司

１　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

高岡郡四万十町相去字カキノキサコ694の１、694の５から694の９まで、字カクレサコ698の１、698の２、698の６から698の８まで、字カタキ山696の５、696の８から696の12まで、696の15、696の16、字シダ尾谷山650の１、650の２、650の５から650の７まで、651の１、字セイモト山699の１、699の４から699の７まで、字ツルイノ谷634の７・634の９・634の21（以上３筆について次の図に示す部分に限る。）、634の１、634の３から634の６まで、634の10、634の12、634の16から634の20まで、636、字ナシリ山648の１、648の３、649、字バショ山705の１、705の４、字モモノ畝706の１、706の４、706の５、字ヤシキ山702の１、702の３から702の６まで、字ユルタニ山628の１、628の４、628の６、628の13から628の15まで、628の17、628の18、628の20、628の21、628の23、628の24、字奥屋敷山640の１から640の３まで・640の５から640の７まで・641の１・641の２（以上８筆について次の図に示す部分に限る。）、640の８から640の15まで、641の３、641の４、字黒見山638・639の１・639の３から639の６まで（以上６筆について次の図に示す部分に限る。）、637の１、637の２、639の２、639の７から639の12まで、字札場山690の１、690の２、690の４、690の６、690の７、字小森山627の１、627の３から627の６まで、627の８から627の13まで、字上札場山692の１、693、字大平山695の１、695の３から695の８まで、字大本谷山686の１、689の１、689の３から689の５まで、689の７から689の10まで、字中谷山647の１から647の４まで、字椿木山697の１から697の12まで、字明畑山642の１・642の３・642の４・643の１（以上４筆について次の図に示す部分に限る。）、643の２

２　保安林として指定された目的

水源の涵養

３　変更に係る指定施業要件

（１）　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（２）　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公　　告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、高知南国土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。

令和７年４月30日

高知県知事　濵田　省司

役名	氏名	住所
（退任）		
理事	中村　和雅	南国市浜改田565番地
〃	岡田　廣志	〃　里改田578番地
〃	濱田　達昭	〃　片山31番地
〃	武内　俊暁	〃　前浜1667番地の２
〃	北村　清久	〃　立田310番地の１
〃	山中　　泉	〃　堀ノ内149番地
〃	島内　幹夫	〃　物部83番地
〃	入交　　啓	〃　田村甲588番地
〃	大野　祐一	〃　大埇甲871番地
〃	武市　隆志	〃　大埇乙3053番地
〃	中屋　宏二	〃　廿枝161番地の１
〃	金堂　元彦	〃　小籠283番地５
〃	岩川　直美	〃　国分811番地
監事	西山　雅博	〃　篠原1886番地２
〃	浜田　幸雄	〃　片山943番地の１
（就任）		
理事	中村　和雅	南国市浜改田565番地
〃	岡田　廣志	〃　里改田578番地
〃	濱田　達昭	〃　片山31番地
〃	武内　俊暁	〃　前浜1667番地の２
〃	北村　清久	〃　立田310番地の１
〃	山中　　泉	〃　堀ノ内149番地
〃	島内　幹夫	〃　物部83番地
〃	入交　　啓	〃　田村甲588番地
〃	大野　祐一	〃　大埇甲871番地
〃	武市　隆志	〃　大埇乙3053番地
〃	中屋　宏二	〃　廿枝161番地の１
〃	金堂　元彦	〃　小籠283番地５
〃	岩川　直美	〃　国分811番地
〃	楠瀬　理枝	〃　里改田923番地
〃	窪田　理佳	〃　篠原335番地の３
監事	西山　雅博	〃　篠原1886番地２
〃	浜田　幸雄	〃　片山943番地の１

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、野市上井堰土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。

令和７年４月30日

高知県知事　濵田　省司

役名	氏名	住所
（退任）		
理事	安藝　紀雅	香南市野市町東野833番地
〃	黒瀬　卓也	〃　〃　686番地１
〃	眞島　洋一	〃　野市町西野2436番地
〃	武内　幸治	〃　〃　887番地

〃	溝渕　勇作	〃	野市町西佐古689番地
監事	山﨑　憲章	〃	野市町東野253番地
〃	眞邊　慶一	〃	野市町みどり野二丁目９番地

（就任）

理事	眞島　洋一	香南市野市町西野2436番地	
〃	溝渕　勇作	〃	野市町西佐古689番地
〃	竹内　　淳	〃	野市町深渕129番地
〃	黒瀬　　智	〃	野市町東野686番地１
〃	加藤美知子	〃	〃　296番地４
監事	山﨑　憲章	〃	〃　253番地
〃	小松　靖生	〃	野市町西野370番地６

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、父養寺井土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。

令和７年４月30日

高知県知事　濵田　省司

役名	氏　名	住　所

（退任）

理事	村田　幸弘	香美市土佐山田町山田島224番地

（就任）

理事	鍵山　佳広	香美市土佐山田町加茂261番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により、庄毛土地改良区の定款の変更を令和７年４月10日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和７年４月30日

高知県知事　濵田　省司

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により、栃ノ木堰土地改良区の定款の変更を令和７年４月14日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和７年４月30日

高知県知事　濵田　省司

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第22号

平成18年９月高知県選挙管理委員会告示第70号（公職選挙法の規定による個人演説会等を開催できる施設）の一部を次のように改正する。

令和７年４月16日（掲示済）

高知県選挙管理委員会委員長　田中　庄司

表中

「

〃	山南防災コミュニティセンター	香南市香我美町下分1792番地１	平成30年２月20日

」

を

「

〃	山南防災コミュニティセンター	香南市香我美町下分1792番地１	平成30年２月20日
〃	香南市野市東防災コミュニティセンター	香南市野市町東野363番地１	令和７年４月16日

」

に改める。

監　査　公　表

監査公表第９号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第９項の規定により、高知県知事等宛て報告を行ったところ、高知県知事から措置結果について通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和７年４月30日

高知県監査委員
６高行管第607号
令和７年３月31日

高知県監査委員　様

高知県知事

定期監査の結果に対する措置結果について（通知）

令和７年２月18日付け６高監報第13号で報告のありましたうえのことについて、指摘事項のあった機関からの措置状況の報告をもとに、地方自治法第199条第14項の規定により下記のとおり通知します。

記

第１　意見において措置を求められたもの

１　意見

今回明らかになった事務処理の誤りの多くは、担当者の会計事務に対する確認不足や知識不足と、決裁の過程で上司がその誤りを是正できていないことに起因している。

事務処理に当たっては、担当者はその根拠を自ら確認し行うとともに、管理職員も十分に注意して決裁等の事務を行われたい。また、より実効性の高い再発防止策を検討するなど、財務事務の適正な執行に努められたい。

２　意見に対する措置状況

会計専門員による定期的な訪問支援等を通じて、会計事務の基本となる法的根拠等に基づいた考え方の習得に向けて指導を行うとともに、会計事務の基礎研修や、実務研修の実施により、職員が会計事務への理解を深め、知識の向上を図ることができるよう引き続き取り組みます。

また、各所属の決裁過程でチェックの要となる次長等や会計事務に関し担当者への指導を中心となって行うチーフに対し、会計事務に関するＯＪＴの重要性を意識づける研修を行うとともに、所属からの依頼に応じた出前研修の実施により、組織としてのチェック機能の強化を図ります。

さらに、現在取り組んでいる財務会計システムの再構築の中で、人為的ミス防止機能の拡充とともに事務の効率化・簡素化を図ることにより、事務処理の誤りが生じにくい仕組みづくりに引き続き取り組んでまいります。

第２　指摘事項の該当機関

１　商工労働部海洋深層水研究所

（１）　指摘事項

三津団地送水ポンプ取替修繕業務契約において、検査調書を作成していなかった。

これは、検査職員は、検査を完了した場合においては、検査調書を作成し、関係の契約担当者に提出しなければならないと定めた、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第53条の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

（２）　原因又は理由

当該修繕（264万円）は、契約書を作成しており、検査調書の作成が必要な契約に該当するものですが、検査職員の認識誤りから、検認表示により事務処理を行ってしまったものです。

（３）　措置状況

指摘を受け、再発防止のため、所属全体に会計事務の重要性について再度周知するとともに、出納員（チーフ）は会計事務処理に不慣れである事を十分認識し、規則の確認と会計専門員への相談を適宜行うことを徹底しました。

その上で、今後は、会計事務処理を行う際には、担当者が決裁文書に会計事務処理フローを必ず添付することとし、出納員及び所長によるダブルチェックを徹底することといたします。

また、所長が契約事務の重要性を再認識し、より一層の注意を払い、所属長としての事務を行ってまいります。

２　土木部中央西土木事務所

（１）　指摘事項

河川占用許可において、収入調定を行っていなかった。

これは、歳入徴収者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第154条第１項の規定による歳入の調定をしようとするときは、当該歳入に係る法令、契約書その他の関係書類に基づいて、速やかに行わなければならないと定めた、高知県会計規則（平成４年高知県規則第２号）第22条の規定に反する不適切な事務処理である。

速やかに是正措置を講じるとともに、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

（２）　原因又は理由

河川法第24条に係る四国地方整備局の許可案件については、河川課からの通知を受けて収入調定を行うべきところ、河川占用台帳への記載や内容更新を怠ったため、占用料に係る収入調定事務を失念していたものです。

河川課から令和６年４月１日付けで、適正な徴収事務を徹底するよう通知があったことを受け、令和６年度の許可案件については適切に処理していましたが、過年度分に遡っての確認が不十分でした。

（３）　措置状況

本事案発覚後、許可内容の確認を行い、占用者への説明を行ったうえで、令和７年３月４日付け収入調定により納入通知書を発付しました。

本事案については、河川課からの通知文書について、河川占用台帳へ反映されていなかったことが発生の要因となったことから、河川課通知の確認を行う際に用いる管理簿を監査後に新たに設け、河川占用台帳への反映を徹底しました。また、管理簿データの共有を行い、チーフ、課長が適時確認することとしました。

なお、本事案の共有を含む勉強会を令和７年２月18日に開催し、適正な債権管理の徹底を図りました。

今後は、現在、紙媒体で作成している河川占用台帳の電子化を図ることで情報共有を徹底し、調定漏れの再発防止に努めます。

落　札　公　告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成７年高知県規則第125号）第８条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和７年４月30日

高知県知事　濵田　省司

１　随意契約に係る特定役務の名称及び数量
令和７年度財務会計システム運用等委託業務　一式

２　契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県会計管理局会計管理課　高知市丸ノ内一丁目２番20号

３　随意契約の相手方を決定した日
令和７年３月25日

４　随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社高知電子計算センター　高知市本町四丁目１番16号

５　随意契約に係る契約金額
60,225,000円

６　契約の相手方を決定した手続
随意契約

７　随意契約によることとした理由
政令第11条第１項第１号に該当するため